

## 第2回消費者団体訴訟制度検討委員会ヒアリング報告要旨

日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会

弁護士 野々山 宏

弁護士 佐々木 幸孝

## 〔ヒアリング事項1 これまでの消費者問題に対する対応の経緯・内容〕

当連合会は、1985年9月に消費者問題対策委員会を設置し、同委員会を中心に様々な悪徳商法等から消費者を守り、消費者が、その消費生活の全ての場面で、安全及び公正を求め、保障される権利を確立するため、消費者被害の予防・救済、消費者保護のための諸課題に関する情報を収集し、調査・研究を行い、さらに諸外国の法制の実態調査を行うなど、消費者関連法規の制定・改正や諸官庁等への意見・提言を取りまとめ公表している。

近年、消費者契約に関わる、靈感・霊視商法、ココ山岡事件、和牛預託商法、ヤミ金融事件などの大規模な消費者被害事件が多発し、これらの原因究明や被害救済対策も重要な課題として取り組んでいる。また、これらの消費者被害に対しては、会員の弁護士が個別にあるいは弁護団を結成して被害救済に取り組んでいる。

また、消費者契約の適正化のための法規の制定・改正に積極的に取り組み、消費者契約法日弁連試案（1999年）を公表するほか、実効的な消費者契約法、特定商取引法などの実現のために意見書を公表している。

消費者団体訴訟制度についても消費者契約法日弁連試案において提案するとともに、海外調査を行ったうえで、検討を重ね本年3月に「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」を公表している。

## 〔ヒアリング事項2 消費者団体訴訟制度に対する基本的な考え方〕

## 〔ヒアリング事項（1） 消費者団体訴訟制度の意義・必要性〕

## ・消費者トラブルの増加

消費者契約法制定後も消費者トラブルは年々増加している。2002年度苦情・相談件数は80万件を超え、2003年度は100万件を遙かに超える見込みである。また、IT技術などの発展により、これまでにない新たなタイプの消費者被害が日々発生している。

## ・個別救済，訴訟提起の困難性

これらの消費者被害は、被害額が比較的少額である場合が多いこと、多数の者に被害が及ぶことが多いという特徴がある。そのため被害を受けた個人が訴えを提起することは困難が伴い、被害を全て救済することは困難である。また、訴訟を提起しても損害額の一部しか救済されないことが多く、加害事業者に多くの利益が残ることになる。

### ・消費者の視点による差止め，損害賠償の必要

これらの消費者被害の多くは不当約款や不当勧誘など消費者契約に関わるものである。被害救済や被害防止のためには，行政の視点だけでなく消費者の視点によって，早期にこれらの不当な約款の使用や勧誘方法などの加害行為をやめさせ（差止請求），これら消費者の損害によって得られた加害事業者の利得をはき出させる（損害賠償請求）必要がある。

### ・個々の消費者でなく消費者団体にこそ訴権が必要

これらの差止請求や損害賠償請求は，消費者全体の利益のために行われることであるため，情報力や紛争解決力に事業者と格差のある個々の消費者ではなく，消費者全体の利益のために活動する消費者団体が行うことがふさわしい。そのための制度として，消費者団体訴訟制度の導入が必要である。また，このような制度を導入することは，被害救済の実効化にとどまるものではなく，消費者を真に市場の監視者たらしめる効果をも有しているという点で，極めて意義あることである。

ヨーロッパ，アジアの多くの国ですでに導入され，成果を上げている

## 〔ヒアリング事項（２） 訴権の内容〕

以下の 不当約款の使用差止請求等， 不当勧誘行為の差止請求等， 損害賠償請求を訴権の内容とすべきである。

### （１）不当約款の差止請求

消費者団体は，消費者契約における約款において， 消費者契約法 8 条ないし 10 条， 民法 90 条， 消費者保護に資する法令の規定により無効である不当条項の使用差止めその他適当な措置をとることを請求できること。

### （２）不当勧誘の差止請求

消費者団体は，消費者契約における勧誘において，下記に該当する不当勧誘行為の差止めその他適当な措置をとることを請求できること。

消費者契約法 4 条（不実の告知，断定的判断の提供，不利益事実の不告知，住居等からの不退去，店舗等からの退去妨害）

詐欺，強迫（民法 96 条 1 項，同条 2 項）

独占禁止法上の顧客誘引に関する不公正な取引方法

景品表示法 4 条に該当する不当広告，不当表示

消費者契約法日弁連試案で提案している不当勧誘行為（消費者を威迫する言動，消費者の私生活または業務の平穩を害する言動，消費者の知識や判断力が不足している状況を利用すること）

消費者保護に資する法令の規定に違反し，よって消費者の利益を侵害し，または侵害するおそれがある行為

その他信義誠実の原則に反する不当勧誘行為

### （３）損害賠償請求

消費者団体による損害賠償請求には，様々な制度設計が考えられるが，まず，

不当な利得をはき出す制度として、消費者団体が事業者に対して、別に設立した消費者基金に損害賠償金を払わせる制度を制度化すべきである。

個別被害者の救済のための、個別消費者からの委任型、クラスアクション型等の損害賠償制度も併せて検討していく必要がある。

### 〔ヒアリング事項（３） 消費者団体訴訟制度の担い手となる消費者団体の要件と判断方法〕

#### （１）適格団体の要件

消費者の権利の実現、利益の擁護あるいは消費者保護を団体の目的として掲げている法人または権利能力なき社団であって、営利活動を目的としていないこと。

消費者の権利の実現、利益の擁護あるいは消費者保護を目的とした活動を実際に行っていること。

社団においては構成する自然人および当該社団の構成員である社団を構成する自然人の総数が100人以上であること。

社団においては、法人格を有することを適格要件としないこと。

団体の適格要件をいたずらに厳格にして、消費者団体訴訟制度の実効性ある活用を阻害しないこと。

#### （２）判断方法

内閣府その他の行政庁への登録制度を設ける。

登録規定に従い登録した消費者団体は、前記要件を満たすものと推定すること。

最終的な適格要件充足の判断は裁判所が行う。

### 〔ヒアリング事項（４） 消費者団体訴訟制度が有効に機能するための方策〕

#### （１）訴訟制度における方策

不当約款使用地、不当勧誘行為地等の特別の管轄

差止請求等に関する訴えの訴額は算定不能とすること

片面的敗訴者負担制度の導入

消費者団体の勝訴判決を消費者が個別救済にあたって援用できる、判決の援用制度の導入

事業者の費用負担によって、判決を公表する制度を設けること

消費者団体の勝訴判決が遵守されない場合には、遵守しない事業者に刑事罰を科すことを検討すること                      など

#### （２）訴訟外の方策

民事法律扶助・消費者保護条例の訴訟援助の対象とすること

消費者団体訴訟を行う消費者団体に補助金を支給すること

継続的に消費者団体訴訟遂行に必要な理論面での検討を行い、その成果を消費者団体へ提供するシステムを創設すること

各地の消費生活センターの相談業務を拡充、及び登録消費者団体が国民生

